

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年2月6日提出
【計算期間】	第10期(自 2024年5月11日至 2024年11月11日)
【ファンド名】	米国分散投資戦略ファンド（１倍コース） 米国分散投資戦略ファンド（３倍コース） 米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）
【発行者名】	三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【事務連絡者氏名】	竹本 政司
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目１７番１号
【電話番号】	03-6205-0265
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、米国の株式、債券および不動産投資信託（リート）ならびにコモディティ等に分散投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

②信託金の限度額

信託金の限度額は、各ファンド5,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

<商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複 合(株式、債券、不動産 投信、その他資産(商 品))、資産配分変更 型)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファ ンド	あり (フルヘッジ)
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
	日々	中南米		
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

＜商品分類表定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- （２）海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産（収益の源泉）による区分

- （１）株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）…
目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…
「MR F及びMMFの運営に関する規則」に定めるMR Fをいう。
- （３）E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

５．補足分類

- （１）インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。
なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

１．投資対象資産による属性区分

- （１）株式
 - ①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
 - ②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- ②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…
目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回（隔月）… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回（毎月）… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

- ①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- ⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東（中東）… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数… 上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型／絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

（2）【ファンドの沿革】

2019年11月15日 信託契約締結

2019年11月15日 当ファンドの設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

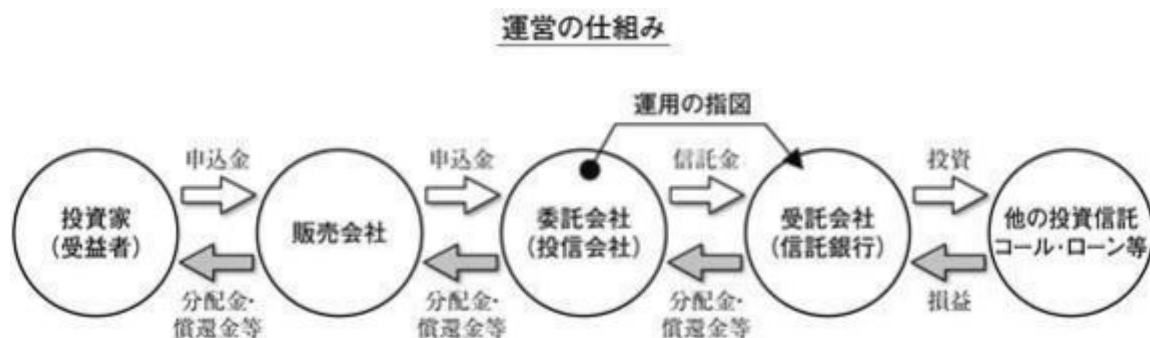
証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

20億円（2024年11月29日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（2024年11月29日現在）

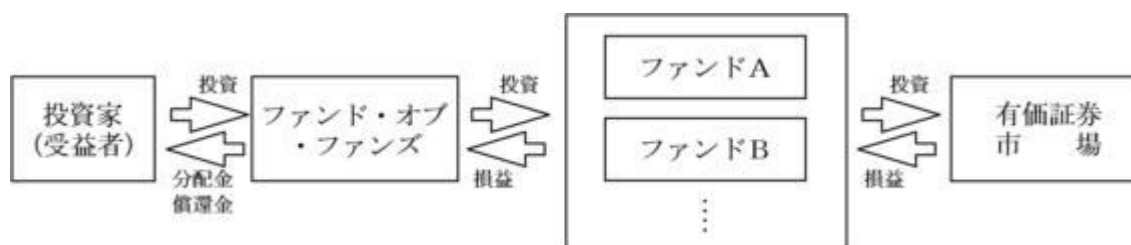
名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
----	----	------------------	-----------

株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中心区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

（ファンド・オブ・ファンズによる運用）



2 【投資方針】

（1）【投資方針】

〔1倍コース〕

- ①主として別に定める投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、米国の株式、債券および不動産投資信託（リート）ならびにコモディティ等に分散投資すること、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各資産への実質的な投資にあたっては、先物取引や上場投資信託証券（ETF）等を活用します。
- ②運用にあたっては、別に定める投資信託証券を通じて行う実質的な投資額が信託財産の純資産総額と概ね同等額となるよう投資を行います。ただし、実質的な投資額が同水準から乖離する場合があります。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ④キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- ⑤原則として、別に定める投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね20%とします。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔3倍コース〕

- ①主として別に定める投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、米国の株式、債券および不動産投資信託（リート）ならびにコモディティ等に分散投資すること、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各資産への実質的な投資にあたっては、先物取引や上場投資信託証券（ETF）等を活用します。
- ②運用にあたっては、別に定める投資信託証券を通じて行う実質的な投資額が信託財産の純資産総額の概ね3倍相当額となるよう投資を行います。ただし、実質的な投資額が同水準から乖離する場合があります。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ④キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- ⑤原則として、別に定める投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね60%とします。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〔5倍コース〕

- ①主として別に定める投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへの投資を通じて、米国の株式、債券および不動産投資信託（リート）ならびにコモディティ等に分散投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各資産への実質的な投資にあたっては、先物取引や上場投資信託証券（ETF）等を活用します。
- ②運用にあたっては、別に定める投資信託証券を通じて行う実質的な投資額が信託財産の純資産総額の概ね5倍相当額となるよう投資を行います。ただし、実質的な投資額が同水準から乖離する場合があります。
- ③実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。
- ④キャッシュ・マネジメント・マザーファンドを通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- ⑤原則として、別に定める投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（注）各ファンドにおいて「別に定める投資信託証券」とは下記のものとします。

ケイマン籍円建外国投資信託証券

TCW Qアルファ・レバード・US・ディバーシフィケーション・ファンド（円ヘッジクラス）

ファンドの特色

1 米国の株式、債券および不動産投資信託（リート）ならびにコモディティ等に分散投資することで、信託財産の中長期的な成長を目指します。

■実質的な運用は、ケイマン籍円建外国投資信託証券「TCW Qアルファ・レバード・US・ディバーシフィケーション・ファンド（円ヘッジクラス）」への投資を通じて行います。また、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」への投資を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。

■外国投資信託証券においては、米国株式、米国債券、米国リート、コモディティの4つの資産を主要投資対象とします。

- ・機械学習を活用した独自のアセットアロケーション戦略により、徹底したリスク分散を図ることで、リスク・リターンの良いポートフォリオの構築を目指します。
- ・外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度となるように投資を行います。市況動向、各資産の流動性等によってはETF等を通じて投資を行う場合があります。
- ・保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

▶ 当ファンドが実質的な投資対象とする主な4つの資産

資産	投資対象とする指数または証券
米国株式	S&P500
	NASDAQ100
米国債券	米国10年国債
	モーゲージ証券
米国リート	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数
コモディティ	Bloombergコモディティ指数
	金

※各資産への投資にあたっては、主に先物取引等を活用します。市況動向、各資産の流動性等によっては、各種指数等に連動するETFまたは各種指数等の構成銘柄およびその先物取引等を通じて投資を行う場合があります。

※モーゲージ証券への投資にあたってはジニーメイ（米国連邦政府抵当金庫）が保証するものを投資対象とし、主としてTBA取引を活用します。TBA取引とは、モーゲージ証券の先渡取引の一種で、約定時点では受け渡す銘柄を特定せず、受渡資格銘柄や取引額・価格・決済日等の条件のみが合意される取引です。

※上記の投資対象とする指数または証券は、将来的に追加または変更となる場合があります。

※上記のほか、短期金融商品等に投資する場合があります。

2

リスク水準の異なる3コースからお選びいただけます。

■主要投資対象とする外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度*1となるように投資を行います。各コースでは、外国投資信託証券の組入比率を調整することで、実質的な投資額の調整を行います。

- ▶**1倍コース**：外国投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね20%とし、実質的に純資産総額と概ね同等額*2の投資を行います。
- ▶**3倍コース**：外国投資信託証券の組入比率は信託財産の純資産総額の概ね60%とし、実質的に純資産総額の概ね3倍相当額*2の投資を行います。
- ▶**5倍コース**：外国投資信託証券の組入比率を高位に保ち、実質的に純資産総額の概ね5倍相当額*2の投資を行います。

※市場環境や設定・解約などの資金動向により、実質的な投資額がそれぞれ上記に定める水準から乖離する場合があります。また、「3倍コース」、「5倍コース」のリターン水準はそれぞれ「1倍コース」のリターンの3倍、5倍になるものではありません。

*1 主要投資対象とする外国投資信託証券では、市場のリスクが急激に高まったと考えられる局面等において、短期金融商品等への投資を行うことがあります。この場合、外国投資信託証券における投資額が、外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合があります。

*2 外国投資信託証券における投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合、各コースにおける実質的な投資額は記載の水準を大きく下回ります。

■販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。なお、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

「3倍コース」および「5倍コース」は実質的に信託財産の純資産総額以上の投資を行います。そのため市場環境等によっては基準価額が大きく変動または著しく下落する可能性がありますので、ご投資の際には慎重にご判断ください。

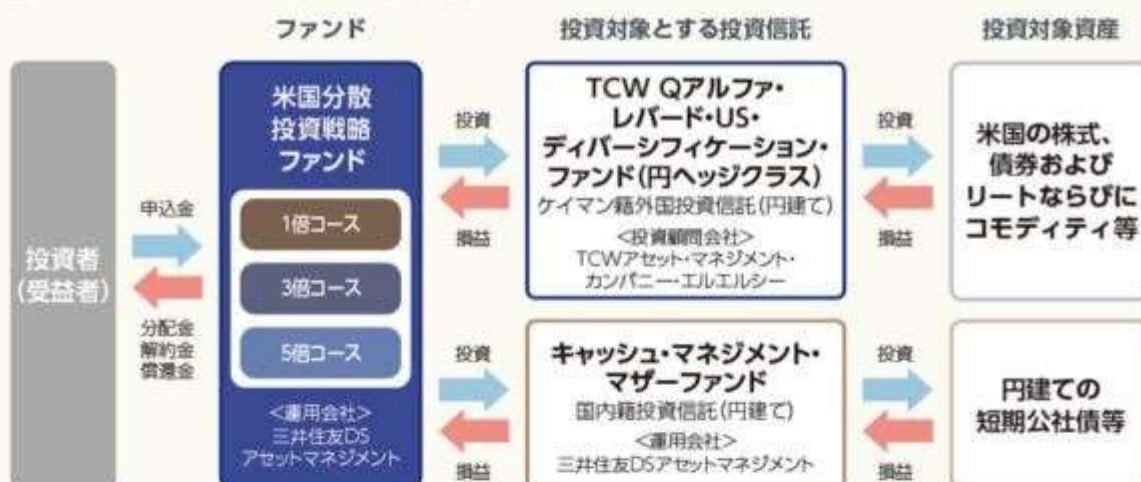
3

実質的な運用はTCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※1倍コースは外国投資信託証券の組入比率を純資産総額の概ね20%、3倍コースは概ね60%とします。5倍コースは外国投資信託証券の組入比率を満額に保ちます。

運用戦略について

- バランスファンドで最も重要なのは、資産の保有割合を決めるアセットアロケーションです。債券や株式などの保有割合の違いでファンドのパフォーマンスは大きく変化します。
- 最先端のAIによる機械学習を活用しTCWが独自開発した当戦略は、過去の膨大なデータの分析に基づき、金融危機の場合などは株式等のリスク資産をゼロに近づけるなど、「下落を抑えた運用」を目標にしています。
- 市場局面に応じて月次で米国株式やコモディティ等のリスク資産のポートフォリオを見直すことで、金融市場の上昇局面、下落局面に対応します。

▶ポートフォリオ構築のイメージ



※実質的な投資対象とする指数または証券は、将来的に追加・変更となる場合があります。また、短期金融商品等に投資する場合があります。

(出所) TCWの情報を基に委託会社作成

投資対象とする外国投資信託証券の運用会社について

〔TCWの概要〕

会社概要	- TCWは、1971年に設立され、債券、株式、新興市場、オルタナティブ投資などの幅広い商品を提供している、世界有数の資産運用会社です。 - TCWの顧客には、世界最大級の企業年金や公的年金、金融機関、基金、財団に加え、ファイナンシャル・アドバイザーや富裕層の個人などが含まれています。
拠 点	米国ロサンゼルスに本社を置き、世界8カ国に11拠点を展開しています。
従 業 員 数	約650名(うち運用プロフェッショナル198名)
運用資産残高	約29兆円(約2,030億米ドル)

TCWは、2019年に国連の責任投資原則（UNPRI）に署名しました。

(注) 2024年9月末現在、運用資産残高は1米ドル=143.12円で円換算

〔運用体制〕

投資対象とする外国投資信託の運用は、TCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーのQアルファグループ（ファンドマネージャー3名*、平均運用経験約18年*）が行います。同グループは高度のコンピュータサイエンス、電気工学および計算神経科学への強みをバックグラウンドとして、AI（人工知能）など機械学習に関する専門知識と経験を有しています。

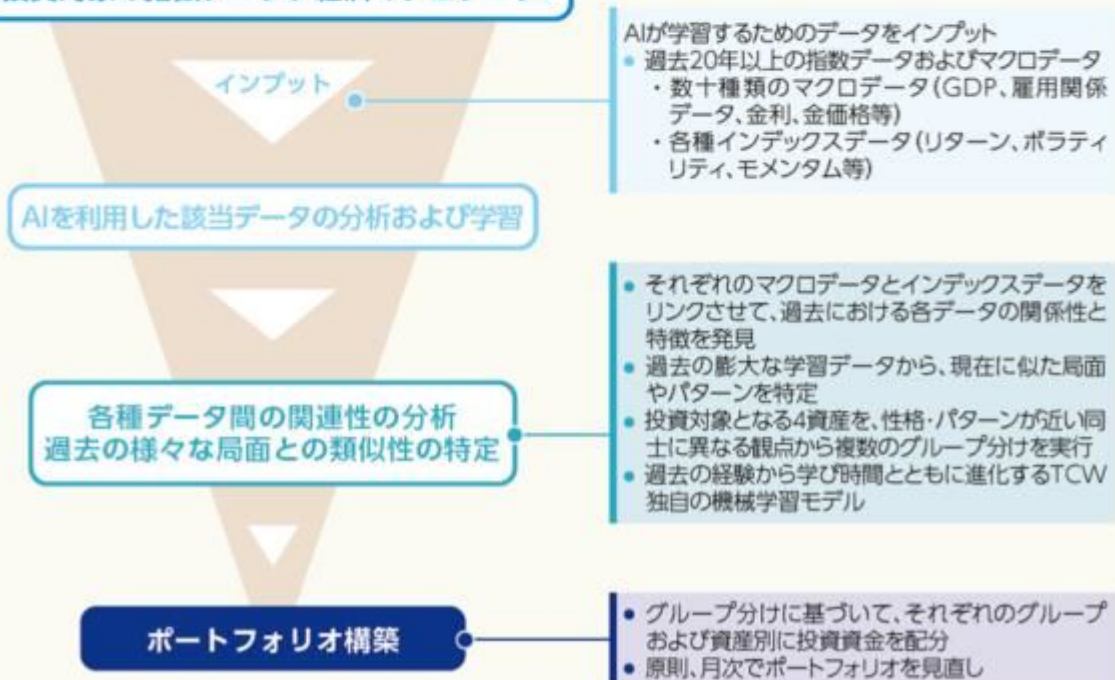
*2024年11月末現在

独自開発された投資分析手法とデータのプラットフォームを有しており、債券、株式、新興市場、代替投資（オルタナティブ投資）など幅広い商品の定量分析に優れています。

〔運用プロセス〕

アセットアロケーションにAIを利用したTCW独自の機械学習モデルを活用します。

投資対象の指数データ、経済マクロデータ



※上記の運用プロセスは2024年11月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) TCW、Bloombergの情報を基に委託会社作成

(2) 【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として信託約款に定める投資信託証券および三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、

4および5の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

また、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を本項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

以下は、2024年11月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

▶ TCW Qアルファ・レバード・US・ディバースィフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス)

形 態	ケイマン籍契約型投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	米国の株式、債券およびリートならびにコモディティを主要投資対象とします。
運 用 の 基 本 方 針	● 米国の株式、債券およびリートならびにコモディティを主要投資対象とします。 ● ポートフォリオの構築にあたっては、機械学習を活用した独自のアセット・アロケーション戦略により、徹底したリスクの分散を図ります。 ● 各資産への投資にあたっては、主に先物取引等を活用し、信託財産の純資産総額に対して5倍相当額の投資を行います。市況動向、各資産の流動性等によってはETF等を通じて投資を行う場合があります。 ※ 市場のリスクが急激に高まったと考えられる局面等において、短期金融商品等への投資を行うことがあります。この場合、信託財産の純資産総額に対して5倍相当額の投資を大きく下回る場合があります。 ● 保有する外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ● 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主 な 投 資 制 限	● 日本の投資信託協会の規則に従って計算される、同一発行体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーは、原則として、それぞれ純資産総額の10%以内、合計で純資産総額の20%以内とします。 ● 非流動性資産への投資は行いません。 ● 借入れは、原則として借入金の残高の総額が純資産総額の10%を超えないものとします。 ● 有価証券の空売りは行わないものとします。 ● デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
分 配 方 針	原則として毎月行います。
運 用 管 理 費 用	純資産総額に対して 運用報酬 :年0.62%程度 管理報酬等:年0.08%以内(最低年58,000米ドル以内) ※ 上記のほか、管理および保管に要する費用(最低年24,000米ドル)などががかかりますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回ることがあります。
そ の 他 の 費 用	ファンドの取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 これらは、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
投 資 顧 問 会 社	TCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	本邦貨建て公社債および短期金融商品等
運 用 の 基 本 方 針	本邦貨建て公社債および短期金融商品等に投資し、利息等収入の確保を図ります。
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資は行いません。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社

（３）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

毎決算時（毎年５月、１１月の１０日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

（イ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

（ロ）投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

（ハ）外貨建資産への直接投資は行いません。

ロ．公社債の借入れの指図

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

（ロ）前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（ニ）（イ）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．信用リスク集中回避のための投資制限

（イ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがリスクスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- (ロ)一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニ. 資金の借入れ

- (イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。
- (ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ホ. 受託会社による資金の立替え

- (イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

（イ）レバレッジに関するリスク「3倍コース」／「5倍コース」

3倍コース、5倍コースでは、株価指数先物取引や債券先物取引等を積極的に用いてレバレッジ取引を行います。したがって、株式や債券等の価格変動の影響を大きく受け、ファンドの基準価額の変動が大きくなることが想定されます。

（ロ）株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ハ）債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

（ニ）資産担保証券投資のリスク

資産担保証券の価格は、信用度の変動、金利変動、ローンの裏付となる資産の価格変動等の影響を受け変動します。

資産担保証券の担保となるローンは、一般的に金利が低下すると低金利ローンへの借換えが増加することが考えられます。ローンの期限前償還が増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加すると、資産担保証券の価格に影響を受けます。期限前償還は金利要因のほか、さまざまな要因によっても変化すると考えられます。また、期限前償還の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の種類や特性によって異なります。

（ホ）不動産投資信託（リート）に関するリスク

リーツの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリーツの事業活動や財務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリーツの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）商品市況の価額変動に伴うリスク

商品市況は、多くの要因により変動します。要因の主なものとしては、対象となる商品の需給、貿易動向、天候、農業生産、商品産出地域の政治・経済情勢、疫病の発生などが挙げられます。このため、商品の動向を表わす各種商品指数も、商品市況の変動の影響を受けます。さらに、指数を対象にした先物等の市場では、流動性の不足、投機的参加者の参入、規制当局による規制や介入等により、一時的に偏りや混乱を生じることがあります。

これらの影響を受け商品市況が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

（ト）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（チ）為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けますが、原則として対円で為替ヘッジを行うため、その影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、需給要因等によっては金利差相当分以上にヘッジコストがかかる場合があります。

（リ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヌ）流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点**（イ）ファンド固有の留意点****a. 実質的な投資比率およびリターンに関する留意点**

各ファンドが投資対象とする外国投資信託証券では、先物取引等を活用し、投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度^{*1}となるように投資を行います。

各ファンドにおいては、外国投資信託証券の組入比率を調整することで、外国投資信託証券を通じて行う実質的な投資額が各ファンドの信託財産の純資産総額のそれぞれ同額／3倍／5倍程度^{*2}となるよう投資を行います。実質的な投資額がそれぞれ純資産総額の同額／3倍／5倍相当額^{*2}から乖離する場合があります。

また、外国投資信託証券における投資額および外国投資信託証券の組入比率の調整は原則として日次で行いますが、「3倍コース」／「5倍コース」のリターン水準が「1倍コース」のリターンの3倍／5倍とはならない点にご留意ください。

＊1 主要投資対象とする外国投資信託証券では、市場のリスクが急激に高まったと考えられる局面等において、短期金融商品等への投資を行うことがあります。この場合、外国投資信託証券における投資額が、外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合があります。

＊2 外国投資信託証券における投資額が外国投資信託証券の純資産総額の5倍程度を大きく下回る場合、各コースにおける実質的な投資額は記載の水準を大きく下回ります。

b. 外国投資信託証券への投資について

外国投資信託証券から株式等へ投資する場合、わが国の投資信託証券から投資を行う場合と比べて税制が不利になる場合があります。

（ロ）投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる

可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

（ハ）分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。他の運用会社が設定・運用を行うファンドを組み入れる場合は、必要に応じて当該運用会社等の実施する流動性モニタリングの状況等も活用し、流動性リスク管理を行います。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 1倍コース



「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



■ 3倍コース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」



各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

■ 5倍コース



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」



ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX(東証株価指数、配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出、公表する指数で、日本の株式を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI(国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.1825%（税抜き1.075%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬の配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.35%	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.025%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。			
投資対象とする投資信託	年0.70%程度 ^{*1}		
実質的な負担	ファンドの純資産総額に対して 1倍コース 年1.3225%（税抜き1.215%）程度 ^{*1*2} 3倍コース 年1.6025%（税抜き1.495%）程度 ^{*1*2} 5倍コース 年1.8825%（税抜き1.775%）程度 ^{*1*2}		

※1 投資対象とする投資信託の運用管理費用は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

上記の料率は、2024年11月末現在で知り得る情報に基づくものであり、今後、変更される場合があります。

※2 実質的な負担は、各ファンドの外国投資信託証券の組入比率に応じた概算値です。実際の外国投資信託証券の組入比率により、実質的な負担の料率は変動します。

(4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時

点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

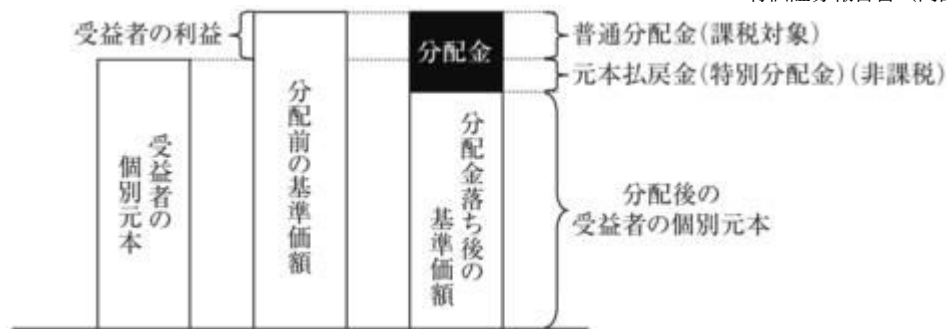
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に限りNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

※当ファンドは、NISAの対象ではありません。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2024年11月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

（参考情報）総経費率

直近の運用報告書の対象期間（2024年5月11日～2024年11月11日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

投資対象とする投資信託（以下、投資先ファンド）の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1倍コース	1.39%	1.18%	0.21%
3倍コース	1.75%	1.18%	0.57%
5倍コース	2.07%	1.18%	0.89%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。投資先ファンドは、原則として、売買委託手数料、支払利息および有価証券にかかる税金は含まれていません。）です。

※投資先ファンドが上場投資信託（ETF）および上場不動産投資信託（REIT）に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>）から検索いただけます。

5【運用状況】**（1）【投資状況】****米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）**

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	225,972,642	20.21
親投資信託受益証券	日本	740,627,570	66.25
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	151,340,620	13.54
合計（純資産総額）		1,117,940,832	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	861,442,936	60.58
親投資信託受益証券	日本	396,228,768	27.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	164,377,470	11.56
合計（純資産総額）		1,422,049,174	100.00

米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	19,353,874,291	98.88

親投資信託受益証券	日本	451,830	0.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	217,987,501	1.12
合計（純資産総額）		19,572,313,622	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）

イ 主要投資銘柄

2024年11月29日現在								
国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	729,682,335	1.0151	740,700,637	1.0150	740,627,570	66.25
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	TCW Qアルファ・ レバード・US・ ディバーシフィ ケーション・ ファンド（円 ヘッジクラス）	426,283,046	0.5312	226,441,556	0.5301	225,972,642	20.21

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在	
種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	20.21
親投資信託受益証券	66.25
合 計	86.46

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）

イ 主要投資銘柄

2024年11月29日現在								
国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	TCW Qアルファ・ レバード・US・ ディバーシフィ ケーション・ ファンド（円 ヘッジクラス）	1,625,057,417	0.5312	863,230,503	0.5301	861,442,936	60.58
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	390,373,171	1.0151	396,267,809	1.0150	396,228,768	27.86

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	60.58
親投資信託受益証券	27.86
合 計	88.44

米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）

イ 主要投資銘柄

2024年11月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	TCW Qアル ファ・レバー ド・US・ディ バーシフィケー ション・ファン ド（円ヘッジク ラス）	36,509,855,294	0.5310	19,385,694,525	0.5301	19,353,874,291	98.88
日本	親投資 信託受 益証券	キャッシュ・マ ネジメント・マ ザーファンド	445,153	1.0151	451,874	1.0150	451,830	0.00

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.88
親投資信託受益証券	0.00
合 計	98.89

②【投資不動産物件】

米国分散投資戦略ファンド（１倍コース）

該当事項はありません。

米国分散投資戦略ファンド（３倍コース）

該当事項はありません。

米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

米国分散投資戦略ファンド（１倍コース）

該当事項はありません。

米国分散投資戦略ファンド（３倍コース）

該当事項はありません。

米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

米国分散投資戦略ファンド（１倍コース）

年月日	純資産総額 (円)		１万口当たりの 純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期（2020年 5月11日）	345,834,639	347,532,173	10,186	10,236
第2期（2020年11月10日）	606,317,855	606,317,855	10,061	10,061
第3期（2021年 5月10日）	649,194,392	649,194,392	9,951	9,951
第4期（2021年11月10日）	515,584,845	517,600,629	10,231	10,271
第5期（2022年 5月10日）	308,695,994	308,695,994	9,252	9,252
第6期（2022年11月10日）	265,251,261	265,251,261	8,543	8,543
第7期（2023年 5月10日）	497,486,751	497,486,751	8,872	8,872
第8期（2023年11月10日）	1,060,329,487	1,060,329,487	8,316	8,316
第9期（2024年 5月10日）	1,296,595,989	1,296,595,989	8,718	8,718
第10期（2024年11月11日）	1,175,847,164	1,175,847,164	8,799	8,799
2023年11月末日	1,144,569,280	-	8,588	-
12月末日	1,221,464,073	-	8,934	-
2024年 1月末日	1,293,457,735	-	8,860	-
2月末日	1,333,586,027	-	8,736	-
3月末日	1,281,489,486	-	8,857	-
4月末日	1,279,566,716	-	8,595	-
5月末日	1,291,630,400	-	8,662	-
6月末日	1,245,096,229	-	8,802	-
7月末日	1,244,087,684	-	8,801	-
8月末日	1,267,512,034	-	8,986	-
9月末日	1,244,189,480	-	9,118	-
10月末日	1,187,842,446	-	8,826	-
11月末日	1,117,940,832	-	8,790	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年 5月11日)	4,020,605,525	4,099,716,723	10,673	10,883
第2期 (2020年11月10日)	4,229,301,150	4,229,301,150	10,408	10,408
第3期 (2021年 5月10日)	4,140,318,621	4,140,318,621	10,179	10,179
第4期 (2021年11月10日)	2,610,585,918	2,662,370,189	11,091	11,311
第5期 (2022年 5月10日)	1,595,099,156	1,595,099,156	8,324	8,324
第6期 (2022年11月10日)	1,085,476,088	1,085,476,088	6,287	6,287
第7期 (2023年 5月10日)	1,238,725,179	1,238,725,179	7,031	7,031
第8期 (2023年11月10日)	1,123,727,068	1,123,727,068	5,715	5,715
第9期 (2024年 5月10日)	1,388,714,838	1,388,714,838	6,512	6,512
第10期 (2024年11月11日)	1,446,526,272	1,446,526,272	6,701	6,701
2023年11月末日	1,215,847,126	-	6,229	-
12月末日	1,407,443,367	-	6,891	-
2024年 1月末日	1,395,859,143	-	6,753	-
2月末日	1,356,364,523	-	6,514	-
3月末日	1,420,726,524	-	6,778	-
4月末日	1,329,832,447	-	6,238	-
5月末日	1,374,282,082	-	6,401	-
6月末日	1,430,366,127	-	6,715	-
7月末日	1,420,326,242	-	6,727	-
8月末日	1,514,273,945	-	7,130	-
9月末日	1,607,320,430	-	7,408	-
10月末日	1,458,874,754	-	6,757	-
11月末日	1,422,049,174	-	6,689	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2020年 5月11日)	13,197,807,146	13,622,403,081	11,190	11,550
第2期 (2020年11月10日)	16,778,161,444	16,778,161,444	10,773	10,773
第3期 (2021年 5月10日)	13,921,854,086	13,921,854,086	10,441	10,441
第4期 (2021年11月10日)	9,128,484,720	9,424,888,116	12,011	12,401
第5期 (2022年 5月10日)	4,220,982,975	4,220,982,975	7,326	7,326
第6期 (2022年11月10日)	2,585,733,211	2,585,733,211	4,405	4,405
第7期 (2023年 5月10日)	6,338,283,125	6,338,283,125	5,348	5,348
第8期 (2023年11月10日)	9,309,044,144	9,309,044,144	3,773	3,773
第9期 (2024年 5月10日)	17,914,705,992	17,914,705,992	4,645	4,645

第10期（2024年11月11日）	19,440,695,158	19,440,695,158	4,846	4,846
2023年11月末日	11,792,452,987	-	4,344	-
12月末日	16,746,181,194	-	5,080	-
2024年 1月末日	17,594,072,371	-	4,927	-
2月末日	17,165,810,991	-	4,652	-
3月末日	18,817,291,126	-	4,961	-
4月末日	16,661,118,780	-	4,340	-
5月末日	17,716,499,578	-	4,522	-
6月末日	19,201,964,636	-	4,871	-
7月末日	19,118,256,184	-	4,884	-
8月末日	21,091,528,429	-	5,347	-
9月末日	22,375,878,646	-	5,677	-
10月末日	19,529,653,324	-	4,911	-
11月末日	19,572,313,622	-	4,834	-

（注）各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2019年11月15日～2020年 5月11日	50
第2期	2020年 5月12日～2020年11月10日	0
第3期	2020年11月11日～2021年 5月10日	0
第4期	2021年 5月11日～2021年11月10日	40
第5期	2021年11月11日～2022年 5月10日	0
第6期	2022年 5月11日～2022年11月10日	0
第7期	2022年11月11日～2023年 5月10日	0
第8期	2023年 5月11日～2023年11月10日	0
第9期	2023年11月11日～2024年 5月10日	0
第10期	2024年 5月11日～2024年11月11日	0

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2019年11月15日～2020年 5月11日	210
第2期	2020年 5月12日～2020年11月10日	0
第3期	2020年11月11日～2021年 5月10日	0
第4期	2021年 5月11日～2021年11月10日	220
第5期	2021年11月11日～2022年 5月10日	0
第6期	2022年 5月11日～2022年11月10日	0
第7期	2022年11月11日～2023年 5月10日	0
第8期	2023年 5月11日～2023年11月10日	0
第9期	2023年11月11日～2024年 5月10日	0
第10期	2024年 5月11日～2024年11月11日	0

米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2019年11月15日～2020年 5月11日	360
第2期	2020年 5月12日～2020年11月10日	0
第3期	2020年11月11日～2021年 5月10日	0
第4期	2021年 5月11日～2021年11月10日	390
第5期	2021年11月11日～2022年 5月10日	0
第6期	2022年 5月11日～2022年11月10日	0
第7期	2022年11月11日～2023年 5月10日	0
第8期	2023年 5月11日～2023年11月10日	0
第9期	2023年11月11日～2024年 5月10日	0
第10期	2024年 5月11日～2024年11月11日	0

③【収益率の推移】

米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）

	収益率（％）
第1期	2.4
第2期	△1.2
第3期	△1.1
第4期	3.2
第5期	△9.6
第6期	△7.7
第7期	3.9
第8期	△6.3
第9期	4.8
第10期	0.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）

	収益率（％）
第1期	8.8
第2期	△2.5
第3期	△2.2
第4期	11.1
第5期	△24.9
第6期	△24.5
第7期	11.8
第8期	△18.7
第9期	13.9
第10期	2.9

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

米国分散投資戦略ファンド（５倍コース）

	収益率（％）
第1期	15.5
第2期	△3.7
第3期	△3.1
第4期	18.8
第5期	△39.0
第6期	△39.9
第7期	21.4
第8期	△29.5
第9期	23.1
第10期	4.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

米国分散投資戦略ファンド（１倍コース）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	400,475,111	60,968,253
第2期	293,498,629	30,348,902
第3期	107,489,689	57,734,999
第4期	3,992,975	152,458,137
第5期	3,835,204	174,140,629
第6期	7,667,604	30,828,484
第7期	310,133,366	59,855,441
第8期	767,148,118	52,851,643
第9期	369,542,187	157,256,861
第10期	68,192,687	219,251,396

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

米国分散投資戦略ファンド（３倍コース）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	4,321,409,237	554,209,316
第2期	1,726,363,069	1,430,237,059
第3期	681,187,168	676,852,040
第4期	50,386,507	1,764,217,031
第5期	26,837,920	464,443,100
第6期	43,817,332	233,409,016
第7期	195,202,069	160,155,098

第8期	267,739,237	63,170,821
第9期	289,610,486	123,354,796
第10期	150,168,159	124,073,463

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	14,144,196,916	2,349,865,380
第2期	12,911,555,135	9,131,873,370
第3期	776,924,988	3,016,701,801
第4期	218,374,832	5,952,524,243
第5期	166,529,078	2,004,681,578
第6期	666,641,468	557,984,085
第7期	7,037,881,074	1,057,208,894
第8期	13,531,463,552	710,339,742
第9期	16,938,011,183	3,039,218,245
第10期	9,335,598,805	7,788,625,735

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（参考）

（1）投資状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	998,659,500	17.37
特殊債券	日本	2,505,848,849	43.59
社債券	日本	699,679,100	12.17
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,544,647,869	26.87
合計（純資産総額）		5,748,835,318	100.00

（2）投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

イ 主要投資銘柄

2024年11月29日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債 証券	1 2 0 2 国 庫短期証券	500,000,000	99.99	499,964,000	99.99	499,965,000	0.000	2024/12/20	8.70
日本	国債 証券	1 2 5 7 国 庫短期証券	500,000,000	99.81	499,067,000	99.74	498,694,500	0.000	2025/09/22	8.67
日本	特殊 債券	2 4 7 政 保道路機構	300,000,000	100.19	300,560,000	100.06	300,189,300	0.509	2025/05/30	5.22
日本	特殊 債券	2 4 3 政 保道路機構	300,000,000	100.14	300,407,600	100.03	300,080,400	0.391	2025/04/30	5.22

日本	特殊 債券	249 政 保道路機構	220,000,000	100.15	220,325,600	100.04	220,088,220	0.484	2025/06/30	3.83
日本	特殊 債券	74 政保地 方公共団	200,000,000	100.21	200,422,000	100.08	200,159,400	0.557	2025/07/15	3.48
日本	特殊 債券	241 政 保道路機構	200,000,000	100.20	200,394,400	100.06	200,117,000	0.450	2025/03/31	3.48
日本	特殊 債券	234 政 保道路機構	200,000,000	100.15	200,290,800	100.01	200,023,800	0.466	2024/12/27	3.48
日本	特殊 債券	26 政保 政策投資C	200,000,000	100.14	200,270,600	100.00	200,002,000	0.466	2024/12/12	3.48
日本	特殊 債券	30 政保 政策投資C	200,000,000	100.14	200,288,000	99.96	199,920,200	0.425	2025/09/11	3.48
日本	特殊 債券	70 政保地 方公共団	199,000,000	100.16	199,322,912	100.05	199,095,918	0.450	2025/03/14	3.46
日本	特殊 債券	72 政保地 方公共団	189,000,000	100.24	189,457,569	100.07	189,140,238	0.509	2025/05/23	3.29
日本	社債 券	36 東日本 旅客鉄道	100,000,000	100.75	100,750,900	100.09	100,087,600	2.110	2024/12/20	1.74
日本	社債 券	5 新日鐵 住金	100,000,000	100.00	99,995,900	99.98	99,982,600	0.230	2024/12/20	1.74
日本	社債 券	75 三菱 UFJリー ス	100,000,000	99.96	99,958,000	99.96	99,955,400	0.220	2025/01/23	1.74
日本	社債 券	18 大和 ハウス	100,000,000	100.04	100,040,100	99.95	99,947,400	0.340	2025/04/30	1.74
日本	社債 券	21 オリ エンタルラ ンド	100,000,000	99.92	99,917,400	99.95	99,945,400	0.040	2025/01/20	1.74
日本	社債 券	17 デン ソー	100,000,000	99.94	99,940,300	99.92	99,919,900	0.180	2025/03/19	1.74
日本	社債 券	31 沖縄 電力	100,000,000	99.88	99,882,800	99.84	99,840,800	0.180	2025/06/25	1.74
日本	特殊 債券	69 政保地 方公共団	99,000,000	100.16	99,155,727	100.03	99,026,235	0.414	2025/02/17	1.72
日本	特殊 債券	236 政 保道路機構	99,000,000	100.10	99,096,129	100.01	99,005,049	0.320	2025/01/31	1.72
日本	特殊 債券	67 政保地 方公共団	99,000,000	100.09	99,086,130	100.00	99,001,089	0.466	2024/12/13	1.72

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2024年11月29日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	17.37
特殊債券	43.59
社債券	12.17
合 計	73.13

②投資不動産物件

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

該当事項はありません。

《参考情報》

基準日:2024年11月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■ 1倍コース



分配の推移

決算期	分配金
2024年11月	0円
2024年 5月	0円
2023年11月	0円
2023年 5月	0円
2022年11月	0円
設定来累計	90円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ 3倍コース



決算期	分配金
2024年11月	0円
2024年 5月	0円
2023年11月	0円
2023年 5月	0円
2022年11月	0円
設定来累計	430円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■ 5倍コース



決算期	分配金
2024年11月	0円
2024年 5月	0円
2023年11月	0円
2023年 5月	0円
2022年11月	0円
設定来累計	750円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況



■ 1倍コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
親投資信託受益証券	日本	66.25
投資信託受益証券	ケイマン諸島	20.21
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		13.54
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	66.25
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レパード・US・ディバーシフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス)	20.21

■ 3倍コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	60.58
親投資信託受益証券	日本	27.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11.56
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レパード・US・ディバーシフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス)	60.58
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	27.86

■ 5倍コース

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	98.88
親投資信託受益証券	日本	0.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.12
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レパード・US・ディバーシフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス)	98.88
日本	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.00

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■ TCW Qアルファ・レパード・US・ディバーシフィケーション・ファンド(円ヘッジクラス)

当該投資信託をシェアクラスとして含む「TCW Qアルファ・レパード・US・ディバーシフィケーション・ファンド」の資産別構成は、以下の通りです。

資産別構成

種類	投資対象指数または証券	比率(%)	種類別比率(%)
米国株式	S&P500	12.8	19.1
	NASDAQ100	6.3	
米国債券	米国10年国債	167.2	348.8
	モーゲージ証券	181.6	
米国リート	ダウ・ジョーンズ米国不動産指数	14.7	14.7
コモディティ	Bloombergコモディティ指数	33.9	77.0
	金	43.1	
合計		459.6	

※比率は、TCW Qアルファ・レパード・US・ディバーシフィケーション・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※TCWアセット・マネジメント・カンパニー・エルエルシーから入手した情報を基に委託会社作成

■キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	43.59
国債証券	日本	17.37
社債券	日本	12.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		26.87
合計(純資産総額)		100.00

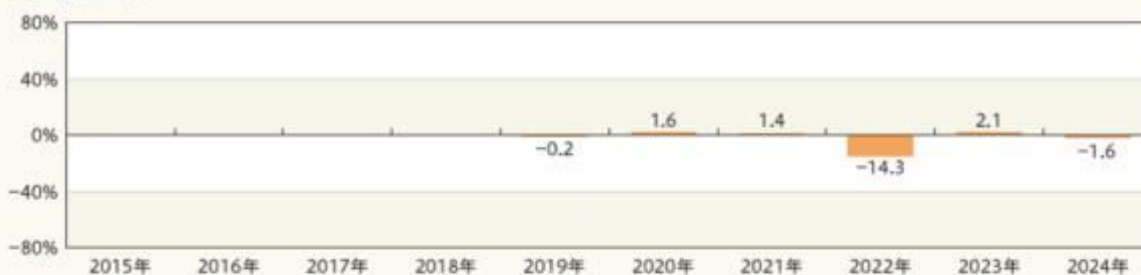
主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	1202国庫短期証券	0.000	2024/12/20	8.70
日本	国債証券	1257国庫短期証券	0.000	2025/09/22	8.67
日本	特殊債券	247 政保道路機構	0.509	2025/05/30	5.22
日本	特殊債券	243 政保道路機構	0.391	2025/04/30	5.22
日本	特殊債券	249 政保道路機構	0.484	2025/06/30	3.83
日本	特殊債券	74政保地方公共団	0.557	2025/07/15	3.48
日本	特殊債券	241 政保道路機構	0.450	2025/03/31	3.48
日本	特殊債券	234 政保道路機構	0.466	2024/12/27	3.48
日本	特殊債券	26 政保政策投資C	0.466	2024/12/12	3.48
日本	特殊債券	30 政保政策投資C	0.425	2025/09/11	3.48

※比率は、キャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■ 1倍コース



■ 3倍コース



■ 5倍コース



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※ファンドが設定された年の収益率は、設定日から年末までの騰落率です。

※2024年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所[※]等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日が以下のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

・ニューヨークの取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日

（ホ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.3%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター [※]	ホームページ
--------	----------------------	--------

三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp
-----------------------	--------------	---

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

- ・ニューヨークの取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。

なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の

仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「1倍コース」は「米国分散1倍」、「3倍コース」は「米国分散3倍」、「5倍コース」は「米国分散5倍」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

2019年11月15日から2029年11月12日まで、もしくは下記「（5）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

毎年5月11日から11月10日まで、11月11日から翌年5月10日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなったときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、上記bの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数を

もって行います。

- f. 上記c～eまでの取扱いは、上記aに基づいてこの信託契約を解約するときおよび委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記c～eまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払われます。
- ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併

合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属しま

す。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期（2024年5月11日から2024年11月11日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2024年 5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,990,298	1,134,399
コール・ローン	126,020,299	165,497,904
投資信託受益証券	280,509,977	238,255,306
親投資信託受益証券	896,117,802	780,212,773
未収入金	-	7,599,947
流動資産合計	1,305,638,376	1,192,700,329
資産合計	1,305,638,376	1,192,700,329
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,658,508	9,308,322
未払受託者報酬	170,963	174,695
未払委託者報酬	7,182,225	7,338,793
その他未払費用	30,691	31,355
流動負債合計	9,042,387	16,853,165
負債合計	9,042,387	16,853,165
純資産の部		
元本等		
元本	1,487,339,534	1,336,280,825
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△190,743,545	△160,433,661
（分配準備積立金）	4,385,007	4,549,108
元本等合計	1,296,595,989	1,175,847,164
純資産合計	1,296,595,989	1,175,847,164
負債純資産合計	1,305,638,376	1,192,700,329

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日	第10期 自 2024年 5月11日 至 2024年11月11日
営業収益		
受取利息	11,687	107,424
有価証券売買等損益	58,706,932	21,496,522
営業収益合計	58,718,619	21,603,946
営業費用		
支払利息	6,576	-
受託者報酬	170,963	174,695
委託者報酬	7,182,225	7,338,793
その他費用	31,583	31,355
営業費用合計	7,391,347	7,544,843
営業利益又は営業損失（△）	51,327,272	14,059,103
経常利益又は経常損失（△）	51,327,272	14,059,103
当期純利益又は当期純損失（△）	51,327,272	14,059,103
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	6,556,496	4,863,120
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△214,724,721	△190,743,545
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,297,844	27,966,106
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,297,844	27,966,106
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,087,444	6,852,205
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,087,444	6,852,205
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△190,743,545	△160,433,661

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024年5月11日から2024年11月11日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第9期 (2024年5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1,487,339,534口	1,336,280,825口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 190,743,545円	元本の欠損 160,433,661円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.8718円 (1万口当たりの純資産額8,718円)	1口当たり純資産額 0.8799円 (1万口当たりの純資産額8,799円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第9期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
-----	--------------------------------------	---------------------------------------

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,307,355円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（28,452,301円）、および分配準備積立金（3,077,652円）より、分配対象収益は32,837,308円（1万口当たり220.78円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（794,169円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（25,749,514円）、および分配準備積立金（3,754,939円）より、分配対象収益は30,298,622円（1万口当たり226.74円）ですが、分配を行っておりません。
----------	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
-------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第10期 (2024年11月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第9期（自 2023年11月11日 至 2024年5月10日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	44,441,072円
親投資信託受益証券	△205,992円
合計	44,235,080円

第10期（自 2024年5月11日 至 2024年11月11日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	11,140,389円
親投資信託受益証券	456,601円
合計	11,596,990円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第9期 (2024年5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
期首元本額	1,275,054,208円	1,487,339,534円
期中追加設定元本額	369,542,187円	68,192,687円
期中一部解約元本額	157,256,861円	219,251,396円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レパード・US・ ディバーシフィケーション・ファン ド（円ヘッジクラス）	448,522,790	238,255,306	
	投資信託受益証券 小計		238,255,306	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	768,606,811	780,212,773	
	親投資信託受益証券 小計		780,212,773	
合 計			1,018,468,079	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2024年 5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	2,630,336	1,204,026
コール・ローン	110,850,385	175,655,823
投資信託受益証券	883,924,565	876,327,635
親投資信託受益証券	399,216,360	402,495,760
流動資産合計	1,396,621,646	1,455,683,244
資産合計	1,396,621,646	1,455,683,244
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15	294,975
未払受託者報酬	183,061	205,194
未払委託者報酬	7,690,865	8,619,954
その他未払費用	32,867	36,849
流動負債合計	7,906,808	9,156,972
負債合計	7,906,808	9,156,972
純資産の部		
元本等		
元本	2,132,504,748	2,158,599,444
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△743,789,910	△712,073,172
（分配準備積立金）	84,737,933	80,593,350
元本等合計	1,388,714,838	1,446,526,272
純資産合計	1,388,714,838	1,446,526,272
負債純資産合計	1,396,621,646	1,455,683,244

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日	第10期 自 2024年 5月11日 至 2024年11月11日
営業収益		
受取利息	12,776	121,142
有価証券売買等損益	161,981,043	46,555,536
営業収益合計	161,993,819	46,676,678
営業費用		
支払利息	8,183	-
受託者報酬	183,061	205,194
委託者報酬	7,690,865	8,619,954
その他費用	34,009	36,849
営業費用合計	7,916,118	8,861,997
営業利益又は営業損失（△）	154,077,701	37,814,681
経常利益又は経常損失（△）	154,077,701	37,814,681
当期純利益又は当期純損失（△）	154,077,701	37,814,681
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,519,308	5,315,342
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△842,521,990	△743,789,910
剰余金増加額又は欠損金減少額	52,160,210	43,085,052
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	52,160,210	43,085,052
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,986,523	43,867,653
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,986,523	43,867,653
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△743,789,910	△712,073,172

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第10期
	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024年5月11日から2024年11月11日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第9期	第10期
	(2024年5月10日現在)	(2024年11月11日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,132,504,748口	2,158,599,444口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 743,789,910円	元本の欠損 712,073,172円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.6512円 (1万口当たりの純資産額6,512円)	1口当たり純資産額 0.6701円 (1万口当たりの純資産額6,701円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第9期	第10期
	自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（648,143円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（78,664,218円）、および分配準備積立金（84,089,790円）より、分配対象収益は163,402,151円（1万口当たり766.25円）ですが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（626,990円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（85,437,525円）、および分配準備積立金（79,966,360円）より、分配対象収益は166,030,875円（1万口当たり769.16円）ですが、分配を行っておりません。
----------	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第10期 (2024年11月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第9期（自 2023年11月11日 至 2024年5月10日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	149,578,270円
親投資信託受益証券	△85,547円
合計	149,492,723円

第10期（自 2024年5月11日 至 2024年11月11日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	36,446,630円
親投資信託受益証券	228,978円
合計	36,675,608円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第9期 (2024年5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
期首元本額	1,966,249,058円	2,132,504,748円
期中追加設定元本額	289,610,486円	150,168,159円
期中一部解約元本額	123,354,796円	124,073,463円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レバード・US・ ディバーシフィケーション・ファン ド（円ヘッジクラス）	1,649,713,169	876,327,635	
	投資信託受益証券 小計		876,327,635	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	396,508,482	402,495,760	
	親投資信託受益証券 小計		402,495,760	
合 計			1,278,823,395	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2024年 5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	7,863,221	2,801,551
コール・ローン	331,380,174	408,719,160
投資信託受益証券	17,694,129,367	19,264,345,236
親投資信託受益証券	451,607	451,874
未収入金	1,216,111	-
流動資産合計	18,035,040,480	19,676,317,821
資産合計	18,035,040,480	19,676,317,821
負債の部		
流動負債		
未払金	18,506,133	89,836,002
未払解約金	7,636,736	25,800,179
未払受託者報酬	2,181,316	2,778,714
未払委託者報酬	91,617,756	116,707,681
その他未払費用	392,547	500,087
流動負債合計	120,334,488	235,622,663
負債合計	120,334,488	235,622,663
純資産の部		
元本等		
元本	38,571,180,888	40,118,153,958
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△20,656,474,896	△20,677,458,800
（分配準備積立金）	379,647,114	311,600,433
元本等合計	17,914,705,992	19,440,695,158
純資産合計	17,914,705,992	19,440,695,158
負債純資産合計	18,035,040,480	19,676,317,821

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 自 2023年11月11日 至 2024年 5月10日	第10期 自 2024年 5月11日 至 2024年11月11日
営業収益		
受取利息	27,032	277,788
有価証券売買等損益	2,251,324,652	905,067,596
営業収益合計	2,251,351,684	905,345,384
営業費用		
支払利息	34,025	-
受託者報酬	2,181,316	2,778,714
委託者報酬	91,617,756	116,707,681
その他費用	396,759	500,087
営業費用合計	94,229,856	119,986,482
営業利益又は営業損失（△）	2,157,121,828	785,358,902
経常利益又は経常損失（△）	2,157,121,828	785,358,902
当期純利益又は当期純損失（△）	2,157,121,828	785,358,902
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	219,131,796	438,639,672
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△15,363,343,806	△20,656,474,896
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,812,228,813	4,134,647,940
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,812,228,813	4,134,647,940
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,043,349,935	4,502,351,074
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,043,349,935	4,502,351,074
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△20,656,474,896	△20,677,458,800

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024年5月11日から2024年11月11日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第9期 (2024年5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	38,571,180,888口	40,118,153,958口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 20,656,474,896円	元本の欠損 20,677,458,800円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.4645円 (1万口当たりの純資産額4,645円)	1口当たり純資産額 0.4846円 (1万口当たりの純資産額4,846円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第9期 自 2023年11月11日 至 2024年5月10日	第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日

分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,674,016,887円）、および分配準備積立金（379,647,114円）より、分配対象収益は5,053,664,001円（1万口当たり1,310.22円）ではありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（205,377円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（4,944,955,973円）、および分配準備積立金（311,395,056円）より、分配対象収益は5,256,556,406円（1万口当たり1,310.27円）ではありますが、分配を行っておりません。
----------	--	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第10期 (2024年11月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第9期（自 2023年11月11日 至 2024年5月10日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,207,623,568円
親投資信託受益証券	△89円
合計	2,207,623,479円

第10期（自 2024年5月11日 至 2024年11月11日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	778,641,263円
親投資信託受益証券	267円
合計	778,641,530円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第10期 自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第9期 (2024年5月10日現在)	第10期 (2024年11月11日現在)
期首元本額	24,672,387,950円	38,571,180,888円
期中追加設定元本額	16,938,011,183円	9,335,598,805円
期中一部解約元本額	3,039,218,245円	7,788,625,735円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	TCW Qアルファ・レパード・US・ ディバーシフィケーション・ファン ド（円ヘッジクラス）	36,265,710,159	19,264,345,236	
	投資信託受益証券 小計		19,264,345,236	
親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザー ファンド	445,153	451,874	
	親投資信託受益証券 小計		451,874	
合 計			19,264,797,110	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）」、「米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）」および「米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）」は、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

(2024年11月11日現在)	
資産の部	
流動資産	
金銭信託	12,227,793
コール・ローン	1,783,916,706
国債証券	498,841,000
特殊債券	2,806,887,097
社債券	699,827,000
未収利息	3,642,572
前払費用	1,117,969
流動資産合計	5,806,460,137
資産合計	5,806,460,137
負債の部	
流動負債	
未払解約金	10,752,000
流動負債合計	10,752,000
負債合計	10,752,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,709,742,483
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	85,965,654
元本等合計	5,795,708,137
純資産合計	5,795,708,137
負債純資産合計	5,806,460,137

(2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項 目	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。

	(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
--	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	(2024年11月11日現在)
1. 当計算期間の末日における 受益権の総数	5,709,742,483口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0151円 (1万口当たりの純資産額10,151円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券、特殊債券、社債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--------------------------	--

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(2024年11月11日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（国債証券、特殊債券、社債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2024年5月11日 至 2024年11月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（2024年11月11日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	4,528,261,040円
同期中における追加設定元本額	5,454,148,536円
同期中における一部解約元本額	4,272,667,093円
2024年11月11日現在の元本の内訳	
SMBCファンドラップ・日本バリュー株	984,252円
SMBCファンドラップ・J－REIT	984,252円
SMBCファンドラップ・G－REIT	93,018,163円
SMBCファンドラップ・ヘッジファンド	311,216,889円
SMBCファンドラップ・米国株	984,543円
SMBCファンドラップ・欧州株	89,718,432円
SMBCファンドラップ・新興国株	61,111,034円
SMBCファンドラップ・コモディティ	30,882,058円
SMBCファンドラップ・米国債	136,874,567円
SMBCファンドラップ・欧州債	68,341,252円
SMBCファンドラップ・新興国債	54,958,024円
SMBCファンドラップ・日本グロース株	167,596,581円
SMBCファンドラップ・日本中小型株	27,029,827円
SMBCファンドラップ・日本債	964,891,078円
DC日本国債プラス	1,398,738,907円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルリアルコース	438,760円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア3通貨コース	9,783円
日本株225・米ドルコース	49,237円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年2回決算型）	4,566,053円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	433,260円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円
米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）	768,606,811円
米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）	396,508,482円
米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）	445,153円
グローバルDX関連株式ファンド（予想分配金提示型）	295,276円
グローバルDX関連株式ファンド（資産成長型）	1,968,504円
日興FWS・日本株クオリティ	19,697円
日興FWS・日本株市場型アクティブ	19,697円

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・日本債アクティブ	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・Jリートアクティブ	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	19,697円
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	19,697円
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	19,697円
グローバル創薬関連株式ファンド	984,834円
トータルヘッジ用ファンドSMT1号＜適格機関投資家限定＞	1,113,669,480円
合 計	5,709,742,483円

（３）附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	1 2 5 7 国庫短期証券	500,000,000	498,841,000	
	国債証券 小計		498,841,000	
特殊債券	2 6 政保政策投資C	200,000,000	200,036,400	
	3 0 政保政策投資C	200,000,000	200,094,600	
	2 3 1 政保道路機構	300,000,000	300,025,500	
	2 3 4 政保道路機構	200,000,000	200,056,400	
	2 3 6 政保道路機構	99,000,000	99,019,008	
	2 4 1 政保道路機構	200,000,000	200,157,000	
	2 4 3 政保道路機構	300,000,000	300,177,000	
	2 4 7 政保道路機構	300,000,000	300,356,100	
	2 4 9 政保道路機構	220,000,000	220,219,340	
	6 7 政保地方公共団	99,000,000	99,018,117	
	6 9 政保地方公共団	99,000,000	99,048,015	
	7 0 政保地方公共団	199,000,000	199,155,419	
	7 2 政保地方公共団	189,000,000	189,223,398	
	7 4 政保地方公共団	200,000,000	200,300,800	
	特殊債券 小計		2,806,887,097	
社債券	1 8 大和ハウス	100,000,000	99,970,700	
	2 1 オリエンタルランド	100,000,000	99,942,500	

5	新日鐵住金	100,000,000	99,972,200	
17	デンソー	100,000,000	99,921,900	
75	三菱ＵＦＪリース	100,000,000	99,961,600	
36	東日本旅客鉄道	100,000,000	100,185,700	
31	沖縄電力	100,000,000	99,872,400	
	社債券 小計		699,827,000	
合 計			4,005,555,097	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）

2024年11月29日現在

I 資産総額	1,128,329,506円
II 負債総額	10,388,674円
III 純資産総額（I－II）	1,117,940,832円
IV 発行済口数	1,271,826,581口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.8790円 (8,790円)

米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）

2024年11月29日現在

I 資産総額	1,426,767,764円
II 負債総額	4,718,590円
III 純資産総額（I－II）	1,422,049,174円
IV 発行済口数	2,125,968,750口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.6689円 (6,689円)

米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）

2024年11月29日現在

I 資産総額	19,623,320,968円
II 負債総額	51,007,346円
III 純資産総額（I－II）	19,572,313,622円
IV 発行済口数	40,491,651,517口
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たり純資産額）	0.4834円 (4,834円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2024年11月29日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

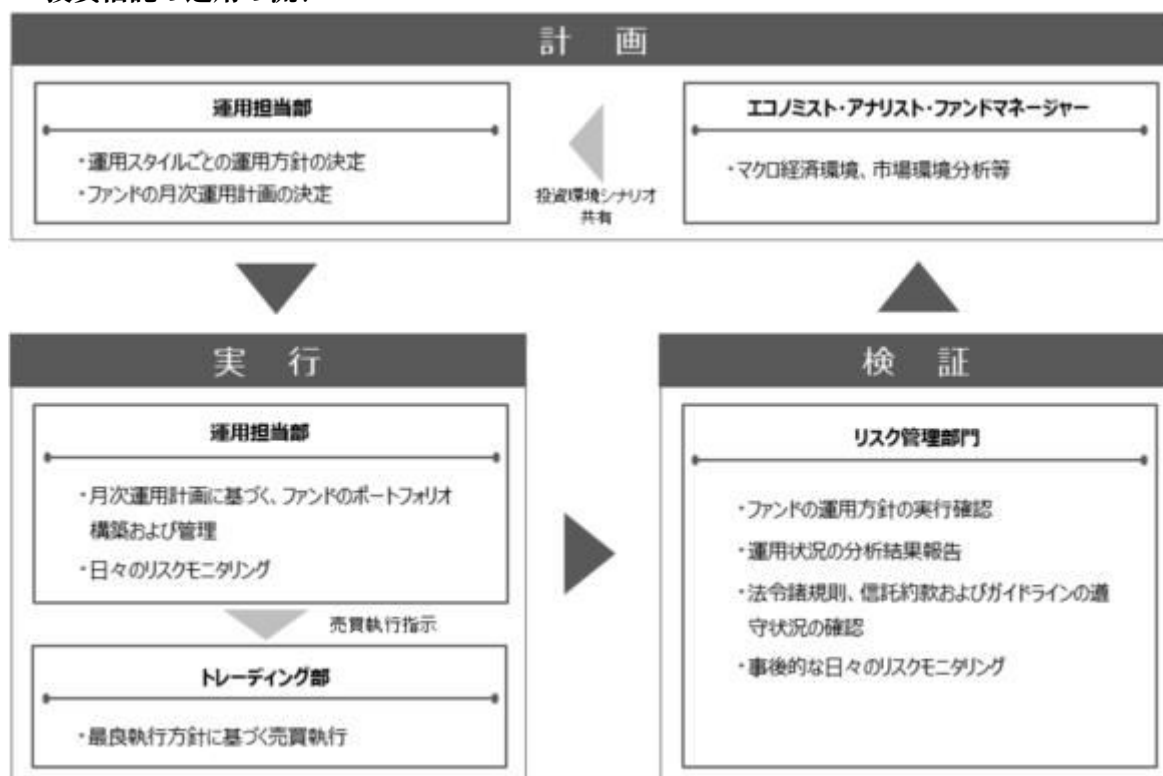
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託

の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2024年11月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	657	13,488,884
単位型株式投資信託	81	644,511
追加型公社債投資信託	1	23,036
単位型公社債投資信託	144	223,661
合 計	883	14,380,094

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第39期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第40期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

			(単位：千円)	
			前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金及び預金			37,742,400	66,540,261
金銭の信託			12,645,575	23,435,831
顧客分別金信託			300,046	300,051
前払費用			546,900	583,635
未収入金			437,880	193,837
未収委託者報酬			11,563,662	14,480,419
未収運用受託報酬			2,138,030	3,342,186
未収投資助言報酬			344,586	406,420
未収収益			35,477	84,166
その他の流動資産			8,423	43,391
流動資産合計			65,762,982	109,410,202
固定資産				

有形固定資産	※1		
建物		1,361,305	1,265,924
器具備品		559,057	516,485
土地		710	710
リース資産		4,114	1,782
建設仮勘定		81,240	-
有形固定資産合計		2,006,427	1,784,901
無形固定資産			
ソフトウェア		2,414,295	2,606,617
ソフトウェア仮勘定		508,956	101,101
のれん		3,045,409	2,740,868
顧客関連資産		11,445,340	9,332,065
電話加入権		12,706	12,706
商標権		36	30
無形固定資産合計		17,426,744	14,793,389
投資その他の資産			
投資有価証券		9,222,276	9,976,957
関係会社株式		11,850,598	1,927,221
長期差入保証金		1,388,987	1,361,654
長期前払費用		80,207	44,009
会員権		90,479	90,479
繰延税金資産		-	716,093
貸倒引当金		△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計		22,611,799	14,095,666
固定資産合計		42,044,971	30,673,957
資産合計		107,807,953	140,084,160

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	2,564	1,960
顧客からの預り金	11,094	21,728
その他の預り金	128,069	166,944
未払金		
未払収益分配金	2,013	1,927
未払償還金	1,312	1,253
未払手数料	5,194,011	6,580,971
その他未払金	259,542	642,514
未払費用	6,370,986	7,405,559
未払消費税等	406,770	937,155
未払法人税等	333,009	5,104,541
賞与引当金	1,801,492	2,854,060
資産除去債務	13,940	-
その他の流動負債	73,657	17,443
流動負債合計	14,598,465	23,736,060
固定負債		
リース債務	1,960	-
繰延税金負債	550,493	-
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989
固定負債合計	5,580,287	4,941,989
負債合計	20,178,752	28,678,050

純資産の部

株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	3,391,568	27,075,963
利益剰余金合計	3,675,814	27,360,208
株主資本計	87,771,760	111,456,155
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 142,558	△ 50,045
評価・換算差額等合計	△ 142,558	△ 50,045
純資産合計	87,629,201	111,406,109
負債・純資産合計	107,807,953	140,084,160

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)			
	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
営業収益			
委託者報酬	61,471,271	69,953,226	
運用受託報酬	8,978,419	11,147,187	
投資助言報酬	1,273,386	1,302,916	
その他営業収益			
サービス支援手数料	208,222	319,553	
その他	22,995	8,758	
営業収益計	71,954,296	82,731,642	
営業費用			
支払手数料	28,036,456	32,014,851	
広告宣伝費	294,588	320,694	
調査費			
調査費	3,749,357	4,637,211	
委託調査費	11,455,987	12,412,033	
営業雑経費			
通信費	61,068	56,291	
印刷費	452,951	457,187	
協会費	38,701	38,305	
諸会費	33,447	30,484	
情報機器関連費	5,067,617	5,268,275	
販売促進費	29,621	31,339	
その他	197,696	253,344	
営業費用合計	49,417,495	55,520,019	
一般管理費			
給料			
役員報酬	219,872	232,329	
給料・手当	7,807,797	8,043,456	
賞与	1,042,472	1,073,375	
賞与引当金繰入額	1,798,492	2,854,060	
交際費	27,713	57,134	
寄付金	25,518	26,400	

事務委託費	1,727,189	2,022,734
旅費交通費	99,733	166,596
租税公課	352,030	600,468
不動産賃借料	1,268,303	1,249,392
退職給付費用	624,551	712,228
固定資産減価償却費	3,247,869	3,281,572
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	200,758	215,455
一般管理費合計	18,746,845	20,839,745
営業利益	3,789,956	6,371,877

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,755	11,021,392
受取利息	1,373	2,840
金銭の信託運用益	-	199,056
時効成立分配金・償還金	521	461
原稿・講演料	2,281	2,143
投資有価証券償還益	119,033	5,384
投資有価証券売却益	25,848	12,261
為替差益	5,816	-
雑収入	91,814	129,137
営業外収益合計	248,443	11,372,678
営業外費用		
金銭の信託運用損	454,339	-
投資有価証券償還損	83,598	10,829
投資有価証券売却損	152,691	48,575
為替差損	-	4,701
営業外費用合計	690,629	64,106
経常利益	3,347,770	17,680,450
特別利益		
子会社株式売却益	※1	-
特別利益合計	-	14,096,622
特別損失		
固定資産除却損	※2	13,203
早期退職費用	※3	126,832
支払補償費	※4	30,075
特別損失合計	170,111	12,385
税引前当期純利益	3,177,659	31,764,687
法人税、住民税及び事業税	1,622,064	7,802,794
法人税等調整額	△ 541,433	△ 1,314,394
法人税等合計	1,080,631	6,488,400
当期純利益	2,097,028	25,276,287

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,834,794
当期変動額						
剰余金の配当						△ 2,540,254
当期純利益						2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 443,225
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	4,119,040	88,214,986	297,138	297,138	88,512,124
当期変動額					
剰余金の配当	△ 2,540,254	△ 2,540,254			△ 2,540,254
当期純利益	2,097,028	2,097,028			2,097,028
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 439,697	△ 439,697	△ 439,697
当期変動額合計	△ 443,225	△ 443,225	△ 439,697	△ 439,697	△ 882,923
当期末残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201

当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.重要な資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生

していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	301,463千円	397,568千円
器具備品	1,499,284千円	1,493,885千円
リース資産	7,493千円	9,824千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

前事業年度は、当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

当事業年度は、該当事項はありません。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	12,514千円	—千円

(損益計算書関係)

※1 子会社売却益

日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益であります。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

建物	2,482千円	9,039千円
器具備品	4,273千円	2,987千円
リース資産	532千円	一千円
ソフトウェア	5,915千円	358千円

※3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

※4 支払補償費

受益者や販売会社に生じた損失の補償に伴い発生する費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,540,254	75.00	2022年 3月31日	2022年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1年以内	1,161,545	1,161,545
1年超	1,161,545	-
合計	2,323,090	1,161,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

② 市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	12,645,575	12,645,575	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,182,466	9,182,466	—
資産計	21,828,042	21,828,042	—

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

(注1)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
その他有価証券		
(1)非上場株式	39,809	40,370
(2)組合出資金等	-	643,909
合計	39,809	684,279
子会社株式		
非上場株式	11,850,598	1,927,221
合計	11,850,598	1,927,221

3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	12,645,575	—	12,645,575
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	9,182,466	—	9,182,466
資産計	—	21,828,042	—	21,828,042

当事業年度（2024年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

1.子会社株式

前事業年度（2023年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式11,850,598千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2.その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,144,004	3,054,367	89,637
小計	3,144,004	3,054,367	89,637
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,038,462	6,295,278	△256,815
小計	6,038,462	6,295,278	△256,815
合計	9,182,466	9,349,645	△167,178

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 39,809千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,675,637	25,848	152,691

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
6,449,143	119,033	83,598

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	5,084,506	5,027,832
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の発生額	△12,781	△34,405
退職給付の支払額	△479,583	△466,321
過去勤務費用の発生額	—	△20,064
退職給付債務の期末残高	5,027,832	4,941,989

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,027,832	4,941,989
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	5,027,832	4,941,989

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

	前事業年度 (自 2022年4月 1 日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)
勤務費用	429,188	423,516
利息費用	6,502	11,432
数理計算上の差異の費用処理額	△12,781	△34,405
過去勤務費用の費用処理額	—	△20,064
その他	△39,914	67,197
確定給付制度に係る退職給付費用	382,994	447,675

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
割引率	0.230%	0.440%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度241,556千円、当事業年度264,552千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,539,522	1,513,237
賞与引当金	551,617	873,913
調査費	473,972	558,908
未払金	211,439	176,993
未払事業税	39,995	365,090
ソフトウェア償却	105,506	101,113
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	120,350	109,942
その他	21,158	18,064
繰延税金資産小計	3,178,439	3,832,139
評価性引当額	△ 193,662	△198,503
繰延税金資産合計	2,984,776	3,633,635
繰延税金負債		
無形固定資産	3,504,563	2,857,478
資産除去債務	3,201	-
その他有価証券評価差額金	27,506	60,063
繰延税金負債合計	3,535,270	2,917,542
繰延税金資産（負債）の純額	△550,493	716,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.0	△10.6
のれん償却費	2.9	0.2
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.0	0.1
所得税額控除による税額控除	△1.3	-
その他	△1.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0	20.4

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	61,471,271	8,978,419	1,273,386	231,218	71,954,296

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セ

グメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,279,199	未払 手数料	1,265,651
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	7,030,381	未払 手数料	1,288,749

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．親会社に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)三井住友 フィナンシャル グループ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却 (売却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却 益	14,096,622		

（注）子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	2,587.21円	3,289.22円
1株当たり当期純利益	61.91円	746.27円

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	2,097,028	25,276,287
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,097,028	25,276,287
期中平均株式数（株）	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		47,554,844
金銭の信託		32,385,266
顧客分別金信託		500,088
前払費用		668,897
未収委託者報酬		14,766,695
未収運用受託報酬		3,912,269
未収投資助言報酬		414,955
未収収益		95,923
その他		107,185
流動資産合計		100,406,126
固定資産		
有形固定資産	※1	1,723,779
無形固定資産		
のれん		2,588,598
顧客関連資産		8,275,427
その他		2,669,494

無形固定資産合計		13,533,520
投資その他の資産		
投資有価証券		8,628,900
関係会社株式		1,927,221
繰延税金資産		851,984
その他		1,484,455
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		12,871,811
固定資産合計		28,129,111
資産合計		128,535,237
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		35,815
その他の預り金		102,081
未払金		6,905,143
未払費用		6,996,236
未払法人税等		1,639,174
前受収益		20,339
賞与引当金		2,605,528
その他	※2	864,362
流動負債合計		19,168,682
固定負債		
退職給付引当金		5,101,556
固定負債合計		5,101,556
負債合計		24,270,238
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
その他資本剰余金		73,466,962
資本剰余金合計		82,095,946
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		19,992,998
利益剰余金合計		20,277,244
株主資本合計		104,373,190
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△108,191
評価・換算差額等合計		△108,191
純資産合計		104,264,998
負債純資産合計		128,535,237

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

	第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業収益	

委託者報酬		38,900,518
運用受託報酬		5,763,952
投資助言報酬		699,359
その他の営業収益		206,638
営業収益計		45,570,468
営業費用		30,344,119
一般管理費	※1	10,363,314
営業利益		4,863,035
営業外収益	※2	482,490
営業外費用	※3	179,370
経常利益		5,166,155
特別損失	※4	0
税引前中間純利益		5,166,155
法人税、住民税及び事業税		1,475,655
法人税等調整額		△64,954
法人税等合計		1,410,700
中間純利益		3,755,454

(3)中間株主資本等変動計算書

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当中間期変動額						
剰余金の配当						△10,838,419
中間純利益						3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 7,082,964
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	19,992,998

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△50,045	△50,045	111,406,109
当中間期変動額					
剰余金の配当	△10,838,419	△10,838,419			△10,838,419
中間純利益	3,755,454	3,755,454			3,755,454
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			△58,146	△58,146	△58,146
当中間期変動額合計	△7,082,964	△7,082,964	△58,146	△58,146	△7,141,110
当中間期末残高	20,277,244	104,373,190	△108,191	△108,191	104,264,998

注記事項

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2)金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1)委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2)運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3)投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間 (2024年9月30日)	
※1.有形固定資産の減価償却累計額	1,996,227千円
※2.消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
※3.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
※1.一般管理費のうち主要なもの	
のれん償却費	152,270千円
減価償却実施額	
有形固定資産	134,998千円
無形固定資産	1,537,662千円
※2.営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	387,174千円
投資有価証券売却益	798千円
為替差益	6,926千円
※3.営業外費用のうち主要なもの	
金銭の信託運用損	11,765千円
投資有価証券償還損	124,882千円
投資有価証券売却損	93千円
投資事業組合運用損	42,628千円
※4.特別損失のうち主要なもの	
固定資産除却損	0千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

（リース取引関係）

第40期中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）	
1. オペレーティング・リース取引 （借主側）	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	1,145,406千円
1年超	5,081,701千円
合 計	6,227,108千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（（注1）参照）。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	32,385,266	32,385,266	—
(2)投資有価証券			
①その他有価証券	7,511,892	7,511,892	—
資産計	39,897,158	39,897,158	—

（注1）市場価格のない金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1)非上場株式	40,367
(2)組合出資金等	1,076,640
合計	1,117,008
子会社株式	
非上場株式	1,927,221
合計	1,927,221

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1)金銭の信託	—	32,385,266	—	32,385,266
(2)投資有価証券				
①その他有価証券	—	7,511,892	—	7,511,892
資産計	—	39,897,158	—	39,897,158

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成され

ております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券①その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

第40期中間会計期間（2024年9月30日）

1. 子会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 1,927,221千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,313,926	3,300,367	13,559
小計	3,313,926	3,300,367	13,559
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,197,965	4,313,296	△115,330
小計	4,197,965	4,313,296	△115,330
合計	7,511,892	7,613,663	△101,770

（注）組合出資金等（中間貸借対照表計上額 1,117,008千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（収益認識関係）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	38,900,518	5,763,952	699,359	206,638	45,570,468

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,078円38銭
1株当たり中間純利益	110円87銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- (イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 342,037百万円（2024年3月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2024年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

名称	資本金の額（百万円） 2024年3月末現在	事業の内容
PayPay銀行株式会社	72,216	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社筑波銀行	48,868	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社三十三銀行	37,461	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社但馬銀行	5,481	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社富山第一銀行	10,182	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
アイザワ証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
木村証券株式会社	500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
極東証券株式会社	5,251	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ぐんぎん証券株式会社	3,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東洋証券株式会社	13,494	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日産証券株式会社	1,500	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ほくほくTT証券株式会社	1,250	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三にいがた証券株式会社	852	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※三井住友信託銀行株式会社は、当初申込期間において委託会社による買付に係る取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

※楽天証券株式会社の資本金の額は、2023年12月末現在です。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 8月 7日	有価証券届出書
2024年 8月 7日	有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月14日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 深井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）の2024年5月11日から2024年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国分散投資戦略ファンド（1倍コース）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）の2024年5月11日から2024年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国分散投資戦略ファンド（3倍コース）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年1月22日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）の2024年5月11日から2024年11月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国分散投資戦略ファンド（5倍コース）の2024年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立

案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月18日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。